

## 「マネージドプリントサービス一式」にかかる公募型企画競争について

次のとおり公募型企画競争に付します。

平成31年2月22日

国立研究開発法人  
国立精神・神経医療研究センター  
理事長 水澤 英洋

### 1. 競争に付する事項

- (1) 契約件名及び予定数量  
マネージドプリントサービス一式
- (2) 契約件名の仕様等  
公募型企画競争説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間  
自) 契約締結の翌日  
至) 平成37年 5月31日  
(運用期間は、平成31年6月1日から平成37年5月31日まで)
- (4) 履行場所  
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- (5) 選定方法  
契約の相手方の選定は、競争に参加する者の必要資格に関する事項を満たす者から受理した「企画提案書」による評価（プレゼンテーション含む）と、予定価格の制限の範囲内の当業務案件に係る見積価格の評価とを総合した評価（総合評価方式）により第一交渉権者を決定する。

### 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しないものであること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同6条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
  - (ア) 資格審査申請書又は添付書類等に虚偽の事実を記載した者
  - (イ) 経営の状況又は商取引における信用性が極度に悪化している者
- (3) 当該年度における全省庁統一資格において「役務の提供」にかかるA、

B又はC等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだISMS(情報セキュリティ管理システム)についてISO/IEC 27001又はJIS Q 27001に基く認証を取得、又は、同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。
- (6) 過去5年以内に本調達と同様の案件を受託し、契約を履行した経験を有すること。

### 3. 契約条項を示す場所等

- (1) 企画提案書及び見積書の提出場所、契約条項を示す場所、公募規格競争説明書の交付場所及び問い合わせ先は、次のとおりとする。
  - 〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1
  - 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
  - 財務経理部財務経理課第一契約係 久保田
  - TEL 042-341-2712（内線2153）
- (2) 公募型規格競争説明書の交付期間
  - 平成31年 2月22日～平成31年 3月 8日
  - 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分
  - ただし、土・日・祝祭日を除く。
- (3) 公募規格競争説明書の交付方法
  - 3.(1)の交付場所にて交付、または電子媒体をメールにて配布
- (4) 企画提案書の提出期限
  - 平成31年 3月13日（水）17時00分
- (5) 見積書の提出期限
  - 平成31年 3月25日（月）17時00分
- (6) 見積書開封の日時及び場所
  - 日時：平成31年 3月26日（火）11：00～
  - 場所：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 第1会議室

### 4. その他必要な事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
  - 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格者のない者の提出した企画提案書及び見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画提案書及び見積書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約の相手方の決定方法

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長が本公告及び公募型規格競争説明書等に示した業務を履行できるか判断した者であって、本契約事項に関する仕様書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な見積書を提出した者の中から公募型規格競争説明書で定める総合評価方法を以て交渉権者を決定するが、交渉権者が複数の場合は、総合評価方法に基づく交渉順位を付するものとする。

また、第一順位の交渉権者（以下、「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。

ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(6) その他

詳細は公募型規格競争説明書等による。